

## 第4章 目標実現に向けた取り組み







### 環境目標1 ゼロカーボンを実現するまち

2050年ゼロカーボンを実現するためには、自然を保全しながら、市民・事業者・行政とALL那珂川で省エネ活動を進めるとともに、極力環境負荷の少ない再生可能エネルギーの導入を進めることが重要です。また、森林の保全とともに適正な管理をすることで、CO<sub>2</sub>吸収源としての価値を高めることも重要となります。

本市では、温室効果ガス排出量の割合が多い運輸部門における取り組みとして、公共交通の利用促進や次世代自動車の導入等も進めていきます。

また、本市における気候変動の影響について、情報の収集・周知を行うとともに、ハード面・ソフト面における適応策を推進します。

#### ■環境目標と関連するSDGs

主に関連するSDGs	重視すべき視点
 4 質の高い教育をみんなに 質の高い教育をみんなに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育</li> </ul>
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに エネルギーをみんなにそしてクリーンに	<ul style="list-style-type: none"> <li>・再生可能エネルギーの拡大</li> <li>・エネルギー効率の改善</li> </ul>
 9 産業と技術革新の基盤をつくろう 産業と技術革新の基盤をつくろう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能かつ強靱なインフラ</li> <li>・クリーン技術及び環境に配慮した技術の導入拡大</li> </ul>
 11 住み続けられるまちづくりを 住み続けられるまちづくりを	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共交通機関の拡大、持続可能な輸送システムの提供</li> <li>・災害に対する強靱さ、災害リスクの管理</li> </ul>
 13 気候変動に具体的な対策を 気候変動に具体的な対策を	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害に対する強靱性及び適応力の強化</li> </ul>
 17 パートナリシップで目標を達成しよう パートナリシップで目標を達成しよう	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知識、専門的知見、技術等の共有</li> <li>・効果的なパートナーシップの推進</li> </ul>

#### ■環境指標

環境指標	現状値 2020年度 (令和2年度)	目標値 <sup>※3</sup> 2030年度 (令和12年度)
那珂川市の二酸化炭素(CO <sub>2</sub> )排出量	143千t-CO <sub>2</sub> <sup>※1</sup>	105千t-CO <sub>2</sub>
「エコふぁみ」アプリ登録者数	90人 <sup>※2</sup>	490人
住宅用太陽光発電世帯設置率	6.6%	14.0%
公共施設への太陽光発電設置率	12.0%	50.0%
電動自動車の普及率	1.4%	5.0%
熱中症による搬送者数	18人	9人

※1 温室効果ガス排出量の現状値は2019年度の値を示す。

※2 エコふぁみアプリ登録者数の現状値は2022年度の値を示す。

※3 目標値は2030年度の値を示す。

## ■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
1-1 省エネルギー の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広報やホームページ、イベント等において省エネルギーに関する情報発信を行い、意識啓発を図ります。</li> <li>・ 市民に対し、建物の断熱化の促進に向けた情報提供を行います。</li> <li>・ 市の事務事業により排出される温室効果ガスを削減するため、ハード・ソフト両面からの対策を進めます。</li> <li>・ 公共施設におけるエネルギー使用量等を調査し、削減に努めます。</li> <li>・ 環境経営システムであるエコアクション 21 (EA21) の認証取得を促進するために、情報提供を行います。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 身の回りでできる省エネ、節電などへの行動に取り組みます。</li> <li>・ 既存住宅の照明 LED 化やエアコン・冷蔵庫・テレビ等においては高効率機器を選択するなど、省エネルギー対策に努めます。</li> <li>・ 住宅を新築する際の ZEH・ZEH-M 化、増改築時の屋根・外壁・建具等の高断熱化、また、住宅のエネルギー管理システム*HEMS を活用するなど、脱炭素化や消費電力の低減に努めます。</li> <li>・ 増改築まではいかなくても、家の隙間風対策は断熱効果が高いため、対策に取り組みます。</li> <li>・ クールビズ・ウォームビズの実施により、消費電力を抑えます。</li> <li>・ 公共施設等にあるクールスポット・ウォームスポットを利用し、家庭でのエアコン等によるエネルギー消費の削減に努めます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所における日常の省エネルギー行動、省エネルギー設備・機器の導入等に取り組みます。</li> <li>・ 工場や事業所等の照明 LED 化や設備導入においては高効率機器を選択するなど、省エネルギー対策に努めます。</li> <li>・ 工場や事業所等を新築する際の ZEB 化、増改築時の高断熱化、また、建築物のエネルギー管理システム*BEMS を導入するなど、脱炭素化や消費電力の低減に努めます。</li> <li>・ 工務店は家の隙間風対策など安価でも消費電力低減効果の高い対策を提案します。</li> <li>・ 事業所等での使用燃料を、石油や石炭、天然ガス等の化石燃料から、電化及びグリーン燃料への転換を図るなど、再エネ電力及びグリーン燃料への転換に取り組みます。</li> <li>・ 節電の実施や、クールビズ・ウォームビズの実施等により、消費電力を抑えます。</li> <li>・ 省エネルギー製品やエコマーク製品を扱う設備販売事業者は、消費者等への情報提供、導入支援等の普及啓発に努めます。</li> <li>・ 公共施設等にあるクールスポット・ウォームスポットの利用を呼び掛けます。</li> </ul>

取り組み方針	区分	取り組み内容
1-2 再生可能 エネルギー の普及	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・太陽光発電や*蓄電池に関する情報提供や補助の推進等により、事業所や市民による建築物への太陽光発電や蓄電池等の導入を促進します。</li> <li>・公共施設等の管理者に対し、太陽光発電設備と蓄電池等を組み合わせた設備の導入や、再生可能エネルギー由来電力への切り替え等について情報提供を行います。</li> <li>・太陽光、太陽熱、地中熱、バイオマス等に関する情報発信や支援制度等の普及啓発を通じて、多様な再生可能エネルギーの導入を促進します。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅の屋上や屋根を活用した太陽光発電等を導入するなど、再生可能エネルギーの利用促進に努めます。</li> <li>・駐車場のソーラーカーポートの設置など、環境に配慮したエネルギーの利活用に取り組みます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所の屋上や屋根、遊休地等を活用した太陽光発電等再生可能エネルギーの導入に取り組みます。</li> <li>・駐車場へソーラーカーポートの設置や人が歩く場所へのソーラーアーケードの設置を検討します。</li> <li>・農業を継続しながら太陽光発電設備を設置するソーラーシェアリング（営農型太陽光発電）を検討します。</li> <li>・ソーラーシェアリングのメリット、デメリットも含め、知識を得ることができる機会へ参加します。</li> <li>・工場からの排熱（廃熱）を利用した発電を検討します。</li> </ul>
1-3 環境負荷の 少ない まちづくり	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公用車に電気自動車を導入します。</li> <li>・市役所に、電気自動車の充電スタンドを設置します。</li> <li>・燃費の良い運転（エコドライブ）について啓発を行います。</li> <li>・日常的な移動について、マイカー利用から公共交通機関の活用にシフトするよう啓発を行います。</li> <li>・歩行者・自転車の通行環境を改善し、徒歩や自転車による移動を促進します。</li> <li>・シェアサイクルやシェアスクーター等のマイクロモビリティの普及を促進します。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を使う時は、燃費に良い運転（エコドライブ）を心がけます。</li> <li>・*カーシェアリングによる車両の共同利用に努めます。</li> <li>・自転車や徒歩での移動、バスや電車などの公共交通機関による移動手段を積極的に利用します。</li> <li>・自動車を購入する際は、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）等の電動自動車の導入を検討します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車を使う時は、燃費に良い運転（エコドライブ）を心がけます。</li> <li>・ノーカーデーの実施やカーシェアリングの活用等の検討を行います。</li> <li>・自転車や徒歩での移動、バスや電車などの公共交通機関による移動手段を積極的に利用します。</li> <li>・自動車を購入する際は、電気自動車（EV）やプラグインハイブリッド車（PHV）、燃料電池車（FCV）等の電動自動車の導入を検討します。</li> <li>・EVカーシェアリングをはじめ、シェアサイクル・シェアスクーター等の事業を検討します。</li> </ul>

取り組み方針	区分	取り組み内容
1-4 気候変動への 適応策の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携し、気候変動に対応した高温耐性品種や栽培・飼養技術の情報把握に努めます。</li> <li>・節水や水の有効活用を図るため、雨水貯留タンク等の設置を促進します。</li> <li>・公共施設において、雨水・下水処理水の利用及び雨水浸透ますの導入を推進します。</li> <li>・河川氾濫等を未然に防止するため、定期的なパトロールを実施します。</li> <li>・本市の自然環境の変化並びにそれに伴う動植物の生息・生育状況及び自然景観について把握するため、自然環境観察員による調査を行います。</li> <li>・土砂災害や水源涵養を未然に防止するため、森林環境譲与税を活用した森林経営管理制度を推進します。</li> <li>・災害による被害を最小限とするため、老朽化した施設等の計画的な更新や道路の冠水対策など、様々な災害に備えた対策の強化に努めます。</li> <li>・那珂川市地域防災計画に基づき、減災に向けた意識向上と体制整備の促進を図ります。</li> <li>・那珂川市災害廃棄物処理計画を推進し、平常時においても普及啓発・広報を実施します。</li> <li>・公共施設等への*クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の指定等を行います。</li> <li>・関係機関と連携し、熱中症予防知識や熱中症対応知識について普及啓発を強化します。</li> <li>・感染症に関する正しい知識の普及を図ります。</li> <li>・公共施設の改修等を行う場合は、再生可能エネルギー設備の導入を推進します。</li> <li>・国民運動である「*デコ活」の普及啓発を実施します。</li> <li>・気候変動における影響について最新の科学的な知見等の把握に努め、適宜対策を講じます。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・雨水貯留タンク等の設置を検討します。</li> <li>・自然災害に備え、非常持出品の準備や総合防災マップの確認等を行います。</li> <li>・熱中症や感染症等に関する正しい情報を入手し、予防に努めます。</li> <li>・クールビズやウォームビズの実施やクールスポットの活用等地球温暖化に適応したライフスタイルへの転換に努めます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高温耐性品種の検討や作付け時期の調整などの対策を行います。</li> <li>・雨水貯留タンク等の設置を検討します。</li> <li>・自然災害に備え、非常持出品の準備や総合防災マップの確認等を行います。</li> <li>・熱中症や感染症等の気候変動の影響により増加すると考えられる健康リスクを理解し、従業員に啓発します。</li> <li>・クールビズやウォームビズの実施やクールスポットの活用等地球温暖化に適応したビジネススタイルへの転換に努めます。</li> <li>・商業施設などでは、街中のクールスポット創出に協力します。</li> <li>・気候変動が事業活動に与える影響を把握し、事業者として「適応策」を検討します。</li> </ul>

## 「九州エコファミリー応援アプリ（エコふぁみ）」とは？

「九州エコファミリー応援アプリ(エコふぁみ)」は、省エネ・省資源など地球環境にやさしい活動に取り組む県民(エコファミリー)の皆様を支援する九州7県の公式環境アプリです。

# エコふぁみ

## 九州エコファミリー応援アプリ

### は地球にやさしく お得な機能がたくさん！



- 福岡の風景**

エコトンが県内の名所を巡ります。たくさんポイントをためると画面が変わります。
- 毎日エコチェック**

環境にやさしい行動にチェックを付けると1ポイントゲット！是非実践してね
- エコ記録**

電気使用量を記録しよう。記録したら、1項目あたり10ポイントゲット！
- ポイントを使う**

貯めたポイントで抽選に参加できます。当選すると素敵なプレゼントがもらえます。
- ポイントを貯める**

ポイントを貯める方法はこちらをチェック！
- マップ情報**

環境イベントやエコふぁみ協賛店、環境スポットなどの情報が表示されます。
- ポイントを使う**

貯めたポイントで抽選に参加できます。当選すると素敵なプレゼントがもらえます。
- 最新のお知らせ**

県からの最新のお知らせが表示されます。お知らせを読んで、5ポイントゲット！
- グラフ**

電気使用量等をグラフでチェック。年間を通していつが使用量が多いのか、九州平均などとも比較できます。
- 応援パスポート**

エコふぁみ協賛店で割引等が受けられるパスポートが表示されます。

**他にも便利な機能が  
もりだくさん！**

### アプリの利用方法

**1 アプリをダウンロード**



App Store  
からダウンロード



Google Play  
で手に入れよう

**2 エコファミリーに登録**



※登録に個人情報の入力はありません

**3 地球にやさしいことをしてポイントを貯める**

**例えば**

- 電気使用量等を記載
- 環境にやさしい行動を毎日チェック
- 環境イベントに参加
- エコふぁみ協賛店のご利用

**4 ポイントがたまったらプレゼントをもらおう！**

素敵なプレゼントが抽選で当たる！



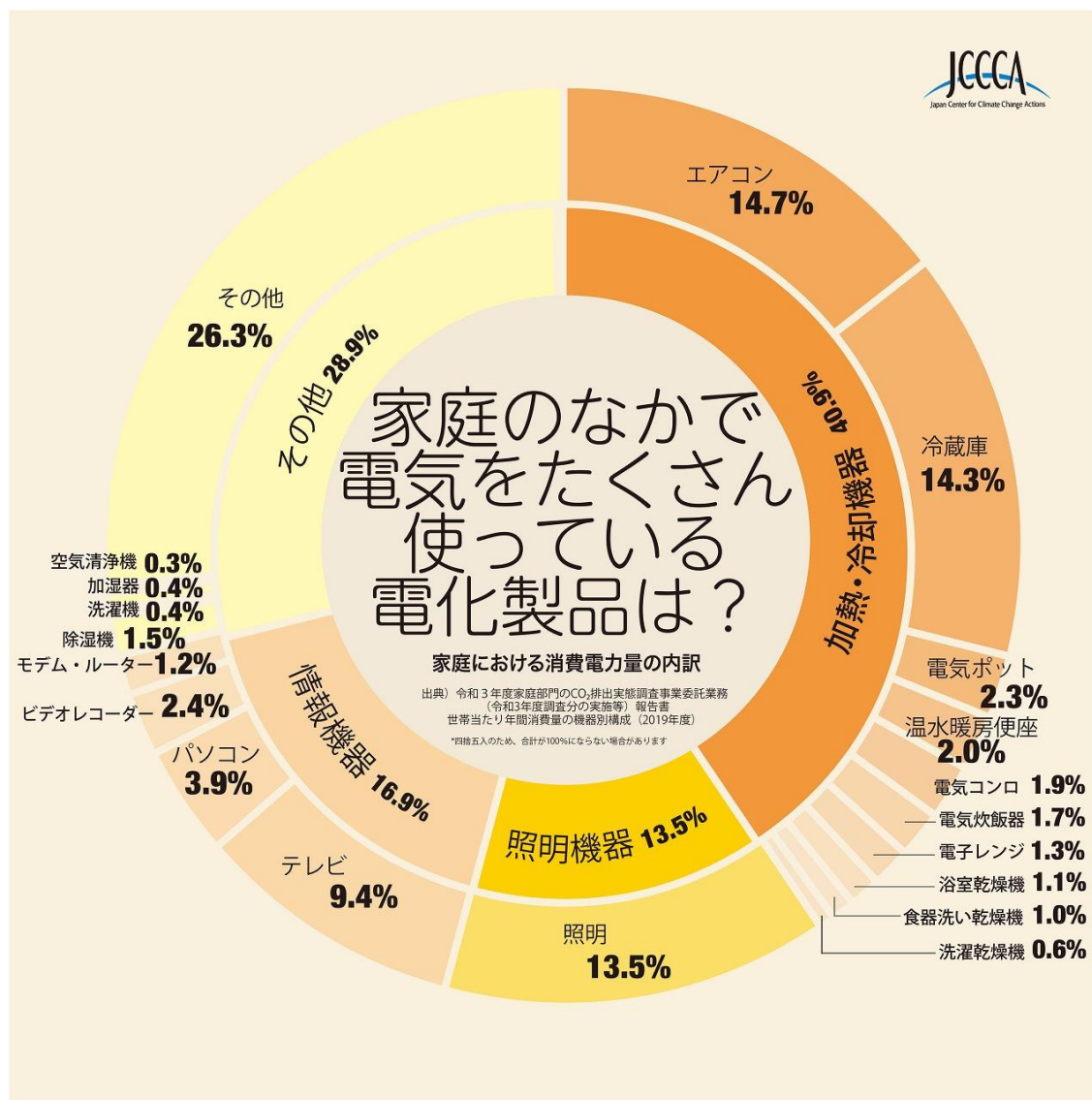
※抽選に当選し、プレゼントの受け取りを希望する場合は送付先情報の入力が必要です。

**お問い合わせ先** 福岡県環境部環境保全課地球温暖化対策係  
電話 092-643-3356 メール chikyu@pref.fukuoka.lg.jp

福岡県地球温暖化防止活動推進センター  
電話 092-674-2360 メール fccca@keea.or.jp

## 家庭における効果的な省エネルギー対策は？

世帯あたりの年間消費電力量のうち、最も電気を使っている電化製品はエアコン（14.7%）であり、次いで、冷蔵庫（14.3%）、照明（13.5%）となっています。特に、冷蔵庫は季節を問わず、24時間稼働しているため、最新の省エネ家電に買換えた場合に、効果が大きくなります。



また、「うちエコ診断」を受診することにより、ご家庭の二酸化炭素排出量が見える化し、ライフスタイルにあった具体的かつ効果的な温暖化対策を知ることができます。

市民の方がご自身で簡単に自己診断できる「うちエコ診断 WEB サービス」もあります。

「うちエコ診断 WEB」サービス：<https://webapp.uchiéco-shindan.jp/>








## 環境目標 2 4Rにより循環型社会を実現するまち

本市におけるごみの排出量は、近年は横ばい傾向で推移しており、家庭ごみの割合が増えてきています。また、新たに施行された「食品ロスの削減の推進に関する法律」、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」への対応として、食品ロスの抑制や、より一層の分別によるリサイクルの促進を図っていく必要があります。ごみを減らすライフスタイルやごみの発生抑制への理解促進について、あらゆる世代へ周知啓発することで、取り組みを加速していきます。

また、ごみの適正処理を促進するために、ごみ出しカレンダーによるごみの分別促進や地域における資源回収促進など協働による資源化を進めます。

### ■環境目標と関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
 2 飢餓をゼロに	飢餓をゼロに	・安全かつ栄養のある食料の十分な確保
 7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
 11 住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを	・廃棄物の管理、循環利用
 12 つくる責任 つかう責任	つくる責任 つかう責任	・資源の持続可能な管理及び効率的な利用 ・食品ロスの削減 ・廃棄物の発生防止、削減、再生利用及び再利用
 17 パートナリシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう	・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

### ■環境指標

環境指標	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
市民一人一日当たりのごみ排出量	859g	838g
ごみのリサイクル率	14.70%	21%
ごみの最終処分量	1,791t	1,921t

### 那珂川市公式 LINE アカウント

那珂川市の公式 LINE アカウントでは、防災、ごみ出し日、子育て、防犯、イベントなどご自身が選んだ情報を受信できます。家庭ごみの分別検索、道路・河川・公園の不具合などを通報することもできます。

登録方法① <https://lin.ee/tpZtRs4>へアクセス

登録方法② 右の二次元コードを読み込んで登録



登録方法③ LINE の友達追加

・ID 検索で「@nakagawacity」と入力

・公式アカウントから「那珂川市」を検索

## ■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
2-1 ごみの減量 化の推進	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生抑制と減量化・資源化のため、4R 運動を推進します。</li> <li>・教育現場との連携を強化し、学校における環境教育学習の推進・充実を図ります。</li> <li>・地域団体による資源回収活動を支援します。</li> <li>・生ごみの堆肥化、せん定枝葉のリサイクル事業を推進します。</li> <li>・ホームページ等で食品ロスを減らす工夫を紹介し、意識啓発を実施します。</li> <li>・多量排出事業者の減量化を促進します。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの発生抑制と減量化に努めます。</li> <li>・家庭から出るごみの分別を徹底し資源化に努めます。</li> <li>・不要なものでまだ使えるものを人に譲るなどして再使用に努めます</li> <li>・リサイクル製品を積極的に選びます。</li> <li>・マイバックを持参・使用し、レジ袋や過剰包装のプラスチック削減に努めます。</li> <li>・食材を無駄にしない調理に心がけ、食べ残しが出ないように努めます。</li> <li>・生ごみの堆肥化に努めます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所から出るごみの発生抑制と減量化・資源化に努めます。</li> <li>・不要なものでまだ使えるものについて、再使用に努めます。</li> <li>・プラスチック削減のため、簡易包装の実施や使い捨て容器の削減に努めます。</li> <li>・事業活動を通じて発生する食品ロスの削減に努めます。</li> <li>・修理・修繕体制や自主回収システムの整備を検討します。</li> </ul>
2-2 ごみの適正 処理	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画）を推進します。</li> <li>・ごみの不法投棄、不適切な野積み、野焼きの監視強化を行い、指導します。</li> <li>・環境保全推進員等、住民参加による監視体制の構築を進めます。</li> <li>・住民参加による地域の一斉清掃等を支援します。</li> <li>・可燃ごみの減量のため、製品プラスチックの分別収集について検討を行います。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ出しカレンダーや SNS 等を活用して、正しいごみの分別を行います。</li> <li>・ごみの自家焼却や野焼きは行いません。</li> <li>・冷蔵庫やエアコン等を処分する際は適正に処理し、不法投棄を行いません。</li> <li>・家の周りの掃除や草刈りを行い、不法投棄をされにくい地域づくりに努めます。</li> <li>・地域の一斉清掃等に積極的に参加します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・産業廃棄物は排出者責任において、適正に処理します。</li> <li>・廃棄物の自家焼却や違法な野焼きは行いません。</li> <li>・廃棄物の不法投棄は行いません。</li> <li>・地域の一斉清掃等に積極的に参加します。</li> </ul>



## 3Rから4Rへ！

那珂川市では、これまで3Rに基づくごみ減量化と資源化による取り組みを推進してきました。さらなるごみ減量化の推進と、資源循環を促進するため、本計画より、「ごみになるものを断る」という『Refuse（リフューズ）』を加えた4Rを推進します。

### Refuse(リフューズ) ごみになるものを断る

- 外出先では不要なパンフレットやチラシなどは受け取らない
- マイバッグを持参し、レジ袋を使わない
- マイボトル、マイ箸を持参し、紙コップや割りばしの使用を控える
- 過剰包装を断る

### Reduce(リデュース) ごみを減らす

- シャンプーや洗剤など詰め替えできる製品を選ぶ
- 食材は使い切れる量、食べきれぬ量を購入し、食品ロスを減らす
- 生ごみは十分な水切りをする

### Reuse(リユース) 繰り返し使う

- こわれたものは修理したり、人に譲るなど、ごみにせず、再使用する
- リユースアプリやリユース（リサイクルショップ）、フリーマーケットを活用する
- できるだけ修理して長く大切に使う

### Recycle(リサイクル) 資源として再利用する

- 資源とごみを正しく分別して、リサイクルする
- 地域の集団回収に参加する
- ごみの減量・リサイクルに積極的な店舗を利用する
- 再生資源を利用した製品や土にかえる素材を使った製品など環境にやさしい製品を選ぶ

那珂川市では、ごみ減量化の推進のため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を補助しています。詳細は環境課ごみ減量推進担当（TEL：092-953-2211）へお問合せください。







対象	対象要件	補助額（上限額）
生ごみ処理機	電気式であること。生ごみを攪拌・破碎し、乾燥・堆肥化させる機能を有すること。	購入額の2分の1 (15,000円)
生ごみ処理容器 (コンポスト等)	一般家庭において生ごみを堆肥化するために専用で作られた構造であること。（ダンボール製を除く）	購入額の2分の1 (3,000円)

## 環境目標3 豊かな自然を育み伝えるまち

本市には、市名にもなっている脊振連山を源にした那珂川とそこに広がる豊かな自然があります。生物にとって重要な生息・生育地である自然環境は、人々がつどい自然とふれあう憩いの場として、人の暮らしにとっても大切な環境です。市の大部分を占める森林とその周辺に広がる里地里山の保全に向けた取り組みを農林業の面から進めていく必要があります。

また、生物多様性の保全に向けて、生きもの調査や外来生物対策などについても進めていきます。本市で引き継がれてきた水と緑の環境を守り育て、生物多様性を保全することにより、人と自然が共存した魅力あるまちを目指します。

### ■環境目標と関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	飢餓をゼロに	・持続可能な食料生産システムの確保、強靱な農業を実践
	質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
	安全な水とトイレを世界中に	・水に関連する生態系の保全・回復
	住み続けられるまちづくりを	・自然環境の保護・保全の努力を強化
	陸の豊かさを守ろう	・生態系サービスの保全、回復及び持続可能な利用 ・自然生息地の劣化の抑制、生物多様性の損失の阻止 ・外来種の侵入の防止、駆除
	パートナーシップで目標を達成しよう	・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

### ■環境指標

環境指標	現状値 2021年度 (令和3年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
森林経営計画の策定面積	1,444.6ha	2,000ha
荒廃農地面積	2.9ha	0ha
自然環境調査の実施回数	1回/年	1回/年以上
外来生物に関する啓発回数	1回/年	1回/年以上
自然とふれあうイベントの実施回数	1回/年	1回/年以上

## ■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
3-1 森林・農地の 保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林の多面的機能を長期的に機能させるため、森林環境税等を活用した間伐や侵入する竹林対策を進めます。</li> <li>・関係機関と連携し、林業の担い手の育成を推進します。</li> <li>・公共事業において市産材の利用を促進します。</li> <li>・新規就農者の確保や、農地利用の集積・集約化の促進などによる担い手への支援を行います。</li> <li>・耕作条件改善事業等を進め、耕作放棄地を解消し、担い手へ農地を集約します。</li> <li>・直売所での農産物販売に加えて、市内産の農産物情報や生産者情報を提供することで市民直結型農業を目指します。</li> <li>・市民農園の利用促進を図り、農業体験を通じて、地産地消の意識を醸成します。</li> <li>・有害鳥獣の生態を知り、えさ場とならない環境づくり、追い払いなど、地域との連携による被害防除に取り組みます。</li> <li>・法や条例等に基づき、森林や農地の乱開発の防止に努めるとともに、林地パトロールを強化します。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市内の直売施設や市民農園等を活用し、地産地消に取り組みます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・森林や農地の適切な管理を行います。</li> <li>・関係機関と連携し、森林や農地の保全・担い手の育成に努めます。</li> <li>・開発や工事等を行う際には、周辺の自然環境に配慮します。</li> </ul>
3-2 生物多様性 の保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民や自然環境観察員と連携した定期的な自然環境調査を実施し、市内の生態系の状況を把握します。</li> <li>・ホームページ等で外来生物や外来生物への対処方法を提供し啓発を図ります。</li> <li>・定着した特定外来生物については、適切な防除策を行います。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・身近な生き物に興味を持ち、市の自然や生態系について学ぶように心がけます。</li> <li>・外来生物を“入れない”、“捨てない”、“拡げない”を実践します。</li> <li>・庭木や植栽は、地域の生態系に配慮した樹種を選定します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業内容と生物多様性の関わりについて理解を深めるよう心がけます。</li> <li>・敷地内の植栽は、地域の生態系に配慮した樹種を選定します。</li> </ul>
3-3 自然と ふれあう場 の提供	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・植樹や下草刈りなど自然とふれあう場の整備を定期的に行います。</li> <li>・環境フェアや自然観察会など環境に関するイベントを行います。</li> <li>・自然や生きものとふれあうイベントを開催し、自然への接し方や楽しみ方を啓発します。</li> <li>・教育現場との連携強化による、学校における環境教育学習の推進を図ります。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自然とふれあうイベントに積極的に参加します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従業員に対し、自然とふれあうイベントへの参加を呼びかけます。</li> <li>・環境に関するイベントへの協力を検討します。</li> </ul>

## 那珂川市でみられる外来生物は？

地域外が起源の外来種を「外来生物」と呼び、その中でも、生態系や人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの（おそれがあるもの）を「特定外来生物」といい、法律により、輸入、放出、飼養、譲渡等の取り扱いが規制されています。

福岡県では、県内の定着状況や被害実態を踏まえた「侵略的外来種リスト 2018」を作成しており、那珂川市では、13種が確認されています。これらの種は、移動・分散能力が高く、分布域の拡大が懸念されています。

分類群	種名	分布域
哺乳類	アライグマ	市内全域
鳥類	ガビチョウ	市東部
	ソウシチョウ	市内ほぼ全域
爬虫類	アカミミガメ	市北部・南部
両生類	ウシガエル	市北部・中部
魚類	カダヤシ	市北部
	オオクチバス	市北部・中部
	ブルーギル	市北部・東部・南部
クモ形類	セアカゴケグモ	市北東部
植物	オオフサモ	市北部
	ブラジルチドメグサ	市北部・中部
	オオキンケイギク	市北部
	タチスズメノヒエ	市内ほぼ全域



アライグマ



ブラジルチドメグサ

出典：「福岡県侵略的外来種リスト 2018」（福岡県）、写真提供：環境省ウェブサイト（外来種写真集）

外来種による被害を未然に防ぐため、外来種被害予防三原則が提唱されています。

### 外来種被害予防三原則







入れない	悪影響を及ぼすおそれのある外来生物を入れない
捨てない	飼っている外来生物を捨てない(逃がさない・放さない)
拡げない	既にいる外来生物を他の地域に拡げない(増やさない)

## 環境目標4 みんなが安心・快適に暮らせるまち

本市の大気環境（大気・騒音等）は概ね良好な状態で推移していますが、市民の満足度は低下していることから、引き続き、調査及び監視を実施していくとともに、発生源対策を講じていくことが必要です。各種法令に基づいた調査やモニタリングを行うとともに、事業者への指導や浄化槽の適正管理など発生源対策を進めていきます。

また、本市には安徳大塚古墳をはじめとした歴史・文化遺産や文化財、森林・農地や里地里山などといった特徴的な景観があります。それらを次世代に引き継いでいくために、意識の醸成や景観の保全を図るとともに、空き地・空き家対策などを進めていきます。

### ■環境目標と関連する SDGs

主に関連する SDGs		重視すべき視点
	すべての人に健康と福祉を	・有害物質、大気、水質及び土壌汚染の防止
	質の高い教育をみんなに	・持続可能な開発、持続可能なライフスタイルの教育
	安全な水とトイレを世界中に	・水質の改善 ・有害化学物質による汚染の最小化
	住み続けられるまちづくりを	・持続可能な都市化の促進 ・環境上の悪影響の軽減
	海の豊かさを守ろう	・海洋ごみや化学物質による汚染防止のため、流入河川の水質改善やまちの環境美化
	パートナーシップで目標を達成しよう	・知識、専門的知見、技術等の共有 ・効果的なパートナーシップの推進

### ■環境指標

環境指標	現状値 2022年度 (令和4年度)	目標値 2032年度 (令和14年度)
河川生物化学的酸素要求量(BOD)環境基準達成率	100%	100%
水洗化率※	98.65%	99.6%
地域猫活動啓発行政区数	1行政区	10行政区
川きれい清掃参加者数	793人	1,000人
ペットのマナーアップ啓発行政区数	26行政区	37行政区

※) 水洗化率は、公共下水道や浄化槽などにより水洗化された人口の割合を示す。

## ■ 施策の展開

取り組み方針	区分	取り組み内容
4-1 安心・安全 な生活環境 の保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの自家焼却・野焼きの指導の徹底、公害防止パトロール体制を強化するとともに、周知啓発を図ります。</li> <li>・下水道未接続世帯への勧奨を実施するとともに、市ホームページ等での広報により、下水道接続率の向上を図ります。</li> <li>・浄化槽の法定検査・保守点検・清掃などの適正な維持管理に関する指導を強化します。</li> <li>・法や条例等に基づき、福岡県と連携して工場・事業場への指導を行います。</li> <li>・定期的な環境調査を実施し、結果を適宜公表します。また、健康被害等が想定される場合には、速やかに注意喚起等の情報発信を行います。</li> <li>・法や条例等による規制のない苦情については、指導等により低減を図ります。</li> <li>・多様な媒体を活用し、公害防止に関する啓発を継続的に行います。</li> <li>・野良猫の過剰繁殖を減らすため、地域猫（さくらねこ）活動に取り組みます。</li> <li>・狂犬病予防のため、犬の登録や予防接種の徹底を呼びかけます。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道への接続に努めます。</li> <li>・合併処理浄化槽を設置している場合には、適切な維持管理に努めます。</li> <li>・公害防止に関する正しい情報を得るように努めます。</li> <li>・ペットを飼う場合には、しつけを行い、責任を持って飼育します。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工場、事業所などでは、法や条例等に基づき、生活環境を悪化させないように努めます。</li> <li>・公害防止に関する正しい情報を得るように努めます。</li> </ul>
4-2 景観・緑地 の保全	行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地区計画制度の有効活用など魅力的な市街地景観の形成を図ります。</li> <li>・空き地の計画的管理（樹木剪定・消毒・草刈等）について、土地所有者へ指導します。</li> <li>・放置自転車対策として、住民・行政・警察が連携した監視を行います。</li> <li>・ペットのフンの放置防止やポイ捨て防止など、住民の環境モラル向上に向けた啓発を推進します。</li> <li>・花いっぱい運動を支援し、まちの緑化を推進します。</li> <li>・行政区、事業者、クリーンパートナー制度等による清掃・美化活動を推進します。</li> <li>・文化財の適切な保存管理と保存団体等への支援を行います。</li> <li>・歴史・文化遺産を活用したイベント・学習会等を開催し、知識を深めます。</li> </ul>
	市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・空き家や空き地は定期的な維持管理を行います。</li> <li>・自転車は放置せず、決められた場所に駐輪します。</li> <li>・ごみのポイ捨てをしない等、環境美化に関するマナーを守ります。</li> <li>・庭やベランダ、敷地などの緑化に努めます。</li> <li>・地域の清掃・美化活動への参加に努めます。</li> <li>・地域の伝統や文化を守る行事等への参加に努めます。</li> </ul>
	事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所有地は定期的な維持管理を行います。</li> <li>・敷地や屋上などの緑化に努めます。</li> <li>・地域の清掃・美化活動への協力を努めます。</li> <li>・地域の伝統や文化を守る行事等への協力を努めます。</li> </ul>

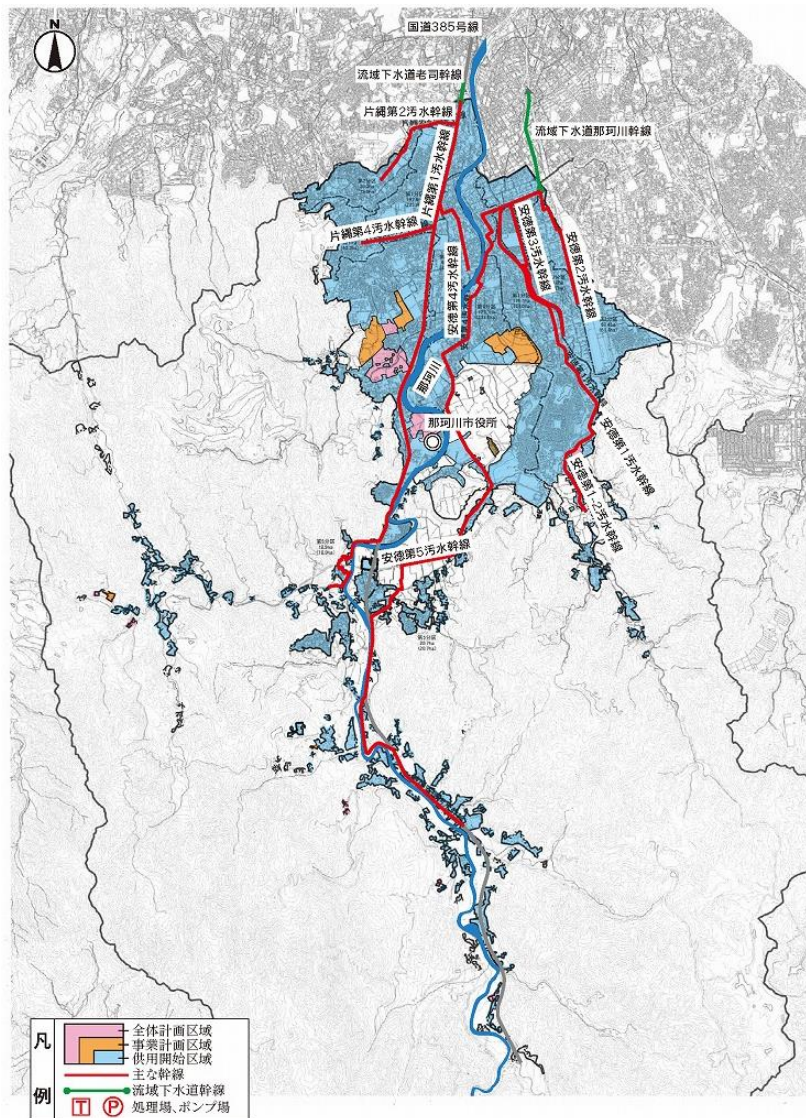
## 下水道への早期接続のお願い

市民アンケートの結果、最も重要度が高い施策は「水環境・土壌環境の保全」でした。

水環境を保全する対策のひとつとして、下水道があります。下水道は、家庭や事業所などから出される汚水が、そのまま処理されずに河川や海などに流れるのを防ぎ、水質を守ります。また、トイレを水洗化したり、生活排水を下水道へ流すことで、清潔で快適な生活環境が確保されます。

下水道が使用できるようになった区域で、まだ下水道へ接続されていないご家庭や事業所は、できるだけ早期の接続をお願いします。

那珂川市の公共下水道区域図



出典：福岡県の下水道（令和4年度）（令和5年3月、福岡県）

接続にあたって、奨励金・補助制度の対象となる場合があります。詳細は下水道課（TEL：092-408-6271）へお問合せください。

- ◆ 水洗便所改造普及奨励金